

# 8月1日から、父子家庭のみなさまにも児童扶養手当が支給されます！ (8月～11月分の手当の支給は、12月となります。)

## 大事なお知らせ

- ひとり親家庭に対する自立を支援するため、8月1日から父子家庭の父にも児童扶養手当が支給されます。
- 児童扶養手当を受給するためには役場子育て支援室へ認定請求の申請が必要です。役場子育て支援室（電話377-5652）に早めにお問い合わせの上、11月30日までに忘れずに手続きをしてください。（11月30日を過ぎると、申請の翌月からの支給になります。）

## 児童扶養手当とは

- ◆ 父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

## 父子家庭の支給要件は？

- ◆ 次の①～⑤のいずれかに該当する子どもについて、父がその子どもを監護し、かつ、生計を同じくしている場合に支給されます。
  - ①父母が婚姻を解消した子ども
  - ②母が死亡した子ども
  - ③母が一定程度の障害の状態にある子ども
  - ④母の生死が明らかでない子ども
  - ⑤その他（母が1年以上遺棄している子ども、母が1年以上拘禁されている子ども、母が婚姻によらないで懐胎した子どもなど）

## 手当額（月額）は？

- ◆ 受給資格者（ひとり親家庭の父や母など）が監護・養育する子どもの数や受給資格者の所得等により決められます。
  - 児童1人の場合 全部支給：41,720円、一部支給：41,710円～9,850円
  - 児童2人以上の加算額 2人目：5,000円、3人目以降1人につき：3,000円

## 支給の制限は？

手当を受ける人の所得が次の限度額以上ある場合は、その年度（8月から翌年7月まで）は、手当の全部又は一部が支給停止されます。

所得制限限度額表

扶養親族等の数 (税法上の人数)	父又は養育者の所得		配偶者及び 扶養義務者の所得
	全部支給	一部支給	
0人	19万円未満	192万円未満	236万円未満
1人	57万円未満	230万円未満	274万円未満
2人	95万円未満	268万円未満	312万円未満
3人以上	1人につき38万円ずつ加算	1人につき38万円ずつ加算	1人につき38万円ずつ加算

- \*扶養義務者とは、請求者と同居している父母兄弟姉妹などのことです。
- \*所得要件は前年の所得で判定します。
- \*請求者が父の場合、所得の範囲には、児童の母からその児童の養育に必要な費用の支払いとして受ける金品等（養育費）の8割が含まれます。
- \*老人扶養親族、老人控除対象配偶者がある場合は、該当者1人につき、上記限度額に10万円（配偶者及び扶養義務者の場合は6万円）、特定扶養親族がある場合は、1人につき15万円が加算されます。
- \*所得額の計算方法

$$\text{所得額} = \text{年間収入金額} - \text{必要経費（給与所得控除額）} - 8\text{万円} - \text{諸控除}$$

※諸控除の額（主なもの）

- 障害者控除、勤労学生控除………27万円
- 特別障害者控除………40万円
- 医療費控除・配偶者特別控除………地方税法で控除された額

## 父子家庭の方が受給するためには？

- ◆ 児童扶養手当を受給するには、役場子育て支援室への認定請求の申請が必要です。
- ◆ 申請の時期についての取扱いは以下のとおりです。
  - 既に父子家庭としての支給要件に該当している方は7月1日から申請を受付ます。
  - 11月30日までに申請いただくと、次の取扱いとなります。

- ・7月31日までに支給要件に該当している方  
→11月30日までに申請をすれば、「8月分」から支給されます。
- ・8月1日以降、11月30日までに支給要件に該当した方  
→11月30日までに申請をすれば、「要件に該当した日の翌月分」から支給されます。

※8月～11月分が支給されるのは12月です。

- 11月30日を過ぎると、「申請の翌月分」からの支給になりますので、11月30日までに手続きをしてください。

## 申請手続きに必要なものは？

- ◆ 申請に当たっては、受給資格者及び該当する子どもの戸籍謄本や住民票が必要です。詳しくは、役場子育て支援室にお問い合わせください。

